

震度 5 弱以上の地震発生・緊急地震速報発令時

児童が学校にいる時

地震発生・緊急地震速報発令

児童の安全確保
(第 1 次避難)

- ・校内放送、避難場所の指示
- ・避難経路の安全確認
- ・児童への指示・誘導

揺れがおさまる

避難
(2 次避難)

- (おかしもち) の徹底 (事前の学習)
- 人員点呼 (出席簿) 担任 → (教頭) → 校長
- 負傷者の看護と輸送
- 負傷者・疾病者の状態確認と 119 番通報
- 市教委・学童への連絡

● 自衛防災組織隊編制

震度 5 弱以上
特別警報の場合

- ★ 情報収集・市教育委員会連絡・・・校長
- ★ 消防機関・学童等連絡・・・事務、教頭
- ★ マメールで保護者に連絡・・・教頭

引き渡しを実施

★ 引き渡し表に記帳してもらった後、必ず児童に、保護者かそれに替わる人が確認させて引き渡す。

児童保護の継続

★ 引き渡ししが不可能な保護者

→ 児童を学校で保護

※ 避難所開設・・・協力と児童の心のケア

震度 5 以下の
場合

- 安全確認後
通常授業
通常下校、帯同下校
- 安全ではない場合
授業不可
緊急下校
一斉メール配信

以下、暴風雨警報時と同じ対応
基本、保護者に引き渡せるまで児童は学校待機